

平成24年度

事業計画書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

公益財団法人日本高等教育評価機構

東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2F

目 次

I	概説	1
1.	学校教育法に基づく認証評価	1
(1)	大学機関別認証評価	1
(2)	短期大学機関別認証評価	1
(3)	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	2
II	項目別事業計画	2
1.	大学の教育研究活動等の評価事業（公益目的事業）	2
(1)	大学機関別認証評価	2
①	大学評価（認証評価）の実施	2
②	大学評価（認証評価）に関する委員会等の開催	2
③	評価結果報告書の作成等	2
④	自己評価担当者説明会の開催	3
⑤	認証評価担当評価員セミナーの開催	3
⑥	大学評価セミナーの開催	3
⑦	大学の教育研究活動の評価に対する支援事業	3
(2)	短期大学機関別認証評価	3
①	短期大学評価判定委員会の開催	3
②	短期大学評価セミナーの開催	3
(3)	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	3
①	ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催	3
2.	大学評価員の養成事業	4
(1)	大学機関別認証評価	4
(2)	短期大学機関別認証評価	4
3.	大学評価に関する調査・研究	4
(1)	評価基準等の調査研究	4
①	評価システム改善（評価システム改善検討委員会）	4
②	評価員養成（評価員養成検討委員会）	4
③	既受審大学に対する調査・研究	4
④	国内外の大学等に対する調査・研究	4
⑤	専門職大学院評価に関する調査・研究	5
(2)	評価充実協議会の開催	5
(3)	国際会議への参加等	5
4.	大学評価に関する広報及び啓発活動	5
(1)	広報誌等の刊行	5
(2)	情報公開（ホームページ等の維持・管理）	5
III	公益財団法人移行に伴う業務執行体制の整備と強化	6

平成24年度 事業計画書

I 概説

1. 学校教育法に基づく認証評価

(1) 大学機関別認証評価

学校教育法に基づく認証評価制度が導入され（平成16年4月）、国公立の全ての大学等は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を義務づけられた。

本機構は、私立大学等の特性に対応した認証評価を実施するための認証評価機関の設立をめざし、平成17年7月文部科学大臣より学校教育法に基づく認証評価機関（大学機関）としての認証を受け、直ちに平成17年度から事業を開始し、第1サイクルは272大学について評価を実施して平成22年度をもって終了した。

第2サイクル（平成23年度～平成29年度）は、平成24年度から認証評価実施大綱及び大学評価基準の大幅な改訂を行うため、平成23年度においてそれぞれ実施大綱及び評価基準の見直し等に基づく改訂案（短期大学認証評価関係分を含む）を作成し、さらに、4大学において試行評価を実施し、その結果に基づく最終調整を行った後、年度内に実施大綱及び評価基準の変更を文部科学省へ届け出た。

本機構の認証評価は、“Voluntary and Peer Review”の精神に基づき、評価対象大学の向上に資することを願うとともに、「認証評価機関」として客観的評価の結果を公表することとし、以下3項目を目的として評価事業を実施する。

- ・各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、本機構が定める大学評価基準に基づき、教育研究等の総合的な状況（教育研究、組織運営及び施設設備）を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な質保証機能の充実を支援する。
- ・各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援する。
- ・各大学の特性に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進する。

(2) 短期大学機関別認証評価

短期大学認証評価は、平成21年9月に文部科学大臣の認証を受け、短期大学評価判定委員会の委嘱手続、評価基準等を周知するためのセミナーの開催等を行ったが、平成23年度及び同24年度の認証評価の申請がなかったため、事業実施は平

成25年度から行う予定である。

(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、平成22年3月に文部科学大臣の認証を受け、対象となる専門職大学院は、現在のところ1大学院（研究科）のみである。

平成22年度に対象大学（1研究科）の認証評価を実施したため、次回評価実施は平成23年度以降5年以内となる。平成24年度は次回評価実施へ向けて評価システムの見直しを行うこととする。

II 項目別事業計画（公益目的事業）

1. 大学の教育研究活動等の評価事業

(1) 大学機関別認証評価

大学から教育研究活動の自己点検・評価に基づく評価の申請を受理し、教育研究、組織運営及び施設設備について各大学が構想し、設定した目的、目標及び計画並びにその実施状況、成果等について評価を行うための事業である。

大学機関別認証評価は、4の基準、22の基準項目、51の評価の視点により認証評価を各大学が作成する報告書に基づき、書面調査、実地調査による調査を実施し、大学評価基準に適合しているかどうかを判定することとなる。

平成25年度大学機関別認証評価については、平成24年9月に募集を行う。

① 大学評価（認証評価）の実施

ア. 平成24年度認証評価の予定 13大学 再評価 6大学

（内訳）平成23年9月受付分 9大学 再評価 6大学

平成23年度試行評価から平成24年度認証評価へ切換え分4大学

② 大学評価（認証評価）に関わる委員会等の開催

ア. 大学評価判定委員会の開催（年5回）

イ. 意見申立て審査会の開催（年1回）

ウ. 改善報告等審査会の開催（年2回）

平成23年度までの認証評価で、条件を付して認定した大学から提出された改善報告書に関する事項を審議し、その結果を大学へ通知するとともに、結果の概要を公表する。

③ 評価結果報告書の作成等 1,000部

- ④ 自己評価担当者説明会の開催…1地区（東京）平成25年1月開催
平成25年度評価分 25大学 75人
自己評価担当者説明会の開催（再評価）…1地区（東京）平成25年1月開催
平成25年度評価分 6大学 20人

- ⑤ 認証評価担当評価員セミナーの開催
評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルでの
共通理解、認識が必要となる。平成24年度評価の担当大学が決定した各評価
員に対し「担当評価員セミナー」を開催することとする。

平成24年度担当評価員 約60人
1地区（東京2日（うち1日は団長（9人）対象）、平成24年6月開催

- ⑥ 大学評価セミナーの開催…（短期大学評価セミナーと合同開催予定）
2地区（東京、大阪）平成24年6月開催 400人

- ⑦ 大学の教育研究活動の評価に対する支援事業
認証評価の意義、手続等及び評価結果に対する取組等について大学から要請
があれば、指導のための要員を派遣する等の相談業務を行う事業である。

指導員派遣等の相談業務の実施（随時）

（2）短期大学機関別認証評価

平成25年度短期大学機関別認証評価については、平成24年9月に募集を行う。

- ① 短期大学評価判定委員会の開催（年2回）
- ② 自己評価担当者説明会開催…平成25年度評価分 1大学 3人
- ③ 短期大学評価セミナー開催…（大学評価セミナーと合同開催予定）
評価システムの周知徹底を図るために行う研修会 50大学 75人

（3）ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

平成24年度は、ファッション・ビジネス系専門職大学院1大学院（1研究科）
の評価基準及び実施方法について見直しを行う。

- ① ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催（年2回）

2. 大学評価員の養成事業

(1) 大学機関別認証評価

平成24年3月現在、本機構が委嘱している評価員は約500人である。

平成24年度評価実施のための評価員の募集は、不足する分野について必要に応じて行い、候補者に対して、評価基準等の評価システム、法令、関係諸規則、倫理問題等について共通認識、理解を得るための研修（評価員候補者セミナー）を実施した上で、評価員を委嘱する。

- ① 評価員候補者セミナー（大学）開催 会場（東京）平成25年3月 50人

(2) 短期大学機関別認証評価

平成25年度以降に実施する短期大学認証評価のための評価員候補者については、平成24年度に実施する意向調査等の結果に基づき募集し評価員委嘱のための研修を行う。

- ① 評価員候補者セミナー（短大）開催 会場（東京）平成25年3月 10人

3. 大学評価に関する調査・研究

(1) 評価基準等の調査研究

- ① 評価システム改善（評価システム改善検討委員会）

評価システム改善検討委員会において、平成24年度以降の新評価システムについて検証を行い、必要に応じて修正を行う。

- ② 評価員養成（評価員養成検討委員会）

評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題である。評価員に対する望ましい研修の在り方並びに評価員の養成に係る調査研究を、評価員養成検討委員会が中心になって取り組む。

- ③ 既受審大学に対する調査・研究

前年度（平成23年度）の継続的な調査・研究として、平成17年度から平成23年度までに本機構の認証評価受審校に対する調査結果をまとめ、受審校へフィードバックするとともに、会員大学等に対してセミナーや印刷物により情報提供を行う。

- ④ 国内外の大学等に対する調査・研究

学習成果（ラーニング・アウトカムズ）に対する評価のあり方について、

国内外において先進的に取り組んでいる大学等の事例を調査するとともに、国外の評価機関の学習成果に対する評価の実情と課題を調査・研究し、調査結果をまとめ、今後の評価基準に反映する。

⑤ 専門職大学院評価に関する調査・研究

専門職大学院のうち、ファッション・ビジネス系専門職大学院以外の専門職大学院に対する評価の実施へ向けて調査・研究を行う。

(2) 評価充実協議会の開催

認証評価機関として現状、今後のあり方、さらには将来の展望について、会員大学の理事長、学長、事務局長等の大学関係者、その他教育関係者、行政、一般社会人との意見交換等を行うために「評価充実協議会」を開催する。

評価充実協議会の開催（東京）平成24年7月開催 250人

(3) 国際会議への参加等

わが国において高等教育の国際的通用性が重要な課題となっており、認証評価機関としても国際的通用性を高める取組が必要である。高等教育の質保証や評価に関わる国際的な機関等に加盟するとともに国際会議への参加を検討し、海外の高等教育の質保証の現状調査等、本機構の今後の方策検討の材料とする。

- ① INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education : 高等教育質保証機関国際ネットワーク) 及びその下部組織である APQN (Asia-Pacific Quality Network : アジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク) への加盟並びに高等教育の質保証等を目的とした国際会議である IAUP (世界大学学長会議) へも引き続き加盟し、国際会議への参加も検討する。

4. 大学評価に関する広報及び啓発活動

(1) 広報誌等の刊行

年1回刊行 平成24年6月 6, 000部

(2) 情報公開 (ホームページ等の維持・管理)

英文ホームページの充実

メールマガジンの充実

評価員専用ホームページの開設

Ⅲ 公益財団法人移行に伴う業務執行体制の整備と強化

(特例財団法人解散、公益財団法人設立)

平成24年4月1日をもって公益財団法人へ移行し、公益法人制度改革三法に則った新定款による業務執行及び法人運営を行う予定である。

以上